

令和6年度採用 東峰村地域おこし協力隊
(東峰テレビ運営スタッフ)
東峰村会計年度任用職員募集要項

東峰村(とうほうむら)は、福岡県の中東部に位置し、北は嘉麻市、東は添田町、西は朝倉市、南は大分県日田市に隣接する総面積5,197ha、人口1,900人ほどの山村です。平成17年3月に小石原村と宝珠山村が合併して誕生した村で、筑後川水系の小石原川及び大肥川の源流に位置し、伝統的工芸品である小石原焼や高取焼があり陶器の里としても知られる村です。

農業は、稲作のほか、青梗菜やほうれん草、トマト、高原野菜などが栽培され、村内には日本の棚田百選「竹地区の棚田」や平成の名水百選「岩屋湧水」、森の巨人たち百選「行者杉」、天然記念物の奇岩群や国指定重要文化財の「岩屋神社」など、日本の原風景に出会える自然豊かな「美しい村」としての魅力あふれる地域です。

一方で、人口は年々減少傾向にあり、このままでは地域全体が衰退し、地域コミュニティを維持することが難しくなるおそれがあります。そこで、地域外の人材を積極的に誘致し、意欲ある都市住民による新しい視点が加わることにより地域の自立と活性化を図るため、東峰テレビ運営スタッフとして活動いただける地域おこし協力隊(会計年度任用職員)を募集します。

1. 雇用関係の有無 有り

2. 募集人員 東峰テレビ運営スタッフ 1名

3. 業務概要

ケーブルテレビ「東峰テレビ局」の運営に関する活動(所属:東峰村役場ふるさと推進課)

・「東峰テレビ」の番組制作に関すること

・住民ディレクター(村民ボランティアスタッフ)の番組制作のサポートに関すること

【主な勤務地:東峰テレビ局】

〒838-1701 福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山 166-1

4. 募集対象

(1)原則として3大都市圏(埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県の全区域)に在住、もしくは、都市地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等に定める過疎指定地域以外、山村振興法、離島法振興法、半

島振興法、奄美群島振興開発特別法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法に定める対象地域を有しない市町村)等に在住し、採用後に東峰村に住民票を移し、在住できる方

- (2)令和6年11月1日(金)から勤務可能な方(着任日は相談に応じます)
- (3)任期終了後も東峰村に定住し、就業・起業しようとする意欲のある方
- (4)地域住民と積極的にコミュニケーションを図ることができ、地域の一員として自治会組織等に加入・活動できる方
- (5)業務に必要とされる土・日曜日及び祝日の勤務や行事参加、夜間の会議など、不規則な勤務体制に対応できる方
- (6)普通自動車免許を所持している方
- (7)パソコン(Word、Excel等)の一般的な操作ができる方
- (8)次のいずれも該当しない方
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 過去において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者
 - ⑤ 公租公課の滞納がない者

5. 求める人物像

- ・他のスタッフと円滑に業務を遂行できる方
- ・里山や田舎での生活全般や体験に興味がある方
- ・あらゆることに興味を持つことができ、やわらかい発想ができる方
- ・心身ともに健康で、地域住民とともに新しい地域活性に取り組める方
- ・「たのしい」コンテンツをつくることが好きな方

6. 勤務時間

- (1)勤務日数:原則週5日(月20日程度、土・日曜日、祝日の勤務有り)
- (2)勤務時間:原則8時30分から16時30分(1日7時間、休憩1時間)
※週休日の時間外勤務は原則として振替対応とします。
※各施設営業時間に準ずるシフト制とします。

※その他、会計年度任用職員としての研修に参加いただきます。

7. 雇用形態・期間

会計年度任用職員(一般職非常勤/東峰村地域おこし協力隊設置要綱に基づき村長が委嘱)任期は、委嘱した日から原則1年間とします。委嘱後、村が認めた場合は1年毎の更新とし、最初の委嘱日から最長3年以内まで延長します。

8. 給与・賃金

月額195,729円(通勤手当・時間外手当の支給あり。賞与あり。)

9. 待遇・福利厚生

- (1)住宅は村が用意した空き家とし、家賃は村が負担します。(夫婦・家族連れの入居も可)
- (2)光熱水費、通信料等については、自己負担とします。
- (3)活動に要する経費は、村の予算の範囲内で活動経費を認めます。
(対象経費は、旅費、消耗品費、活動車両及び燃料費、作業服等)
- (4)健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。
- (5)任用期間に応じて年次有給休暇(1年間に最大20日)を付与

※地方公務員法及び地方自治法の一部改正により雇用形態・期間、給与・賃金、待遇・福利厚生等を変更する場合があります。予めご了承ください。

10. 活動支援

所属する課の職員が適切な指導助言と活動支援を行う。

11. 受付期間 令和6年8月14日(水)～令和6年9月13日(金)

12. 応募方法

- (1)募集 令和6年9月13日(金)消印有効とします。
郵送の場合は、封筒表に「東峰村会計年度任用職員応募申込書在中」と朱書きし、必ず簡易書留とします。
- (2)提出書類 東峰村公式ホームページにて下記書類をダウンロードしてください。
①「東峰村会計年度任用職員」応募用紙(様式1)
※応募用紙に最近3ヶ月以内に撮影した写真を添付してください。

- ② 活動目標レポート(様式2)
- ③ 住民票抄本
- ④ 現住所地で税金を滞納していない証明書(完納証明書など)
なお、提出された書類は返却しません。

13. 選考の流れ

書類選考後、採用面接を行う方に文書で通知します。

採用面接:令和6年9月下旬に実施予定です。(面接会場は東峰村役場を予定)

結果のお知らせ:採用面接終了後、概ね1週間程度で結果をお知らせします。

14. お問合せ先

東峰村役場ふるさと推進課(宝珠山庁舎)

〒838-1792 福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山6425

TEL:0946-72-2312 FAX:0946-28-7723

E-mail:furusui@vill.toho.fukuoka.jp